

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<調査研究報告書タイトル>

特別養子縁組制度の改正を踏まえた年齢要件の緩和及び手続の改正に係る事例に対する支援のあり方に関する調査研究

<実施主体名>

株式会社 HITOTOWA

1. 事業実施目的

令和元年に民法等の一部を改正する法律が成立し、特別養子縁組の対象年齢の引上げと、家庭裁判所の手続きの合理化による養親候補者の負担軽減が図られた。今後は従前より年齢の高い子どもの申立て事例や児童相談所長が申立てを行う事例等が生じることが想定される。

しかしながら、制度改正に伴う児童相談所及び民間あっせん機関の取組み実態や今後生じうる課題、その対応策については明らかとなっていない。そのため、本調査研究では、児童相談所と民間あっせん機関の制度改正に関する取組みについての情報収集を通じて、実態把握と課題等の整理を行い、適切な支援のあり方を検討することを目的とした。

2. 事業概要

- (1) 検討委員会の設置: 7名の有識者からなる検討委員会を設置し、検討委員会を4回開催し、調査研究の実施方針の検討・調査内容の検討・報告書のとりまとめ等について専門的助言を受けた。
- (2) アンケート調査: 児童相談所及び民間あっせん機関の取組みについての実態及び実例の把握と、主要な課題等の整理を行うために、児童相談所(悉皆、220箇所)及び民間あっせん機関(悉皆、20箇所)を対象にアンケート調査を実施した。回収率は、児童相談所84.1%、民間あっせん機関95.0%だった。
- (3) インタビュー調査: アンケート調査の実施前後にインタビュー調査を実施した。
 - ① アンケート実施前インタビュー調査では、制度改正に伴う課題や対応についての情報収集と、アンケート調査の全体の枠組みと具体的な項目案を検討するために、児童相談所(2箇所)及び民間あっせん機関(2箇所)を対象とした。
 - ② アンケート実施後インタビュー調査では、主要な支援課題やニーズに対して有効と考えられる取組み事例を収集するために、制度改正による影響があった支援ケース等を有する児童相談所(5箇所)及び民間あっせん機関(2箇所)を対象とした。
- (4) 養子への当事者インタビュー調査: 養子縁組の当事者目線での望ましい意思・同意確認のあり方を検討するために、15歳以上で養子縁組により養子となった方(2名)に調査を行い、子どもへの意思・同意確認に関する留意事項(案)を検討した。

3. 事業実施結果

特別養子縁組制度の改正に係る新たな課題として、①制度改正に関する対応と仕組みづくり②児童相談所長による申立てを行う際の判断基準の明確化③子どもの意思・同意確認の方法④縁組成立後支援の充実の4点が挙げられた。それぞれの課題への対応方策として、「制度改正にかかる主な課題に対する留意事項(案)及び参考事例」を成果物としてまとめた。今後、制度をより活用して行くために継続的な検討が期待される。